



埼玉県労働セミナー
仕事と不妊治療の両立支援

目次

- I. 仕事と不妊治療の両立の現状
- II. 仕事と不妊治療の両立支援制度導入
- III. 仕事と不妊治療の本来の目的とは



I. 仕事と不妊治療の両立の現状



I. 仕事と不妊治療の両立の現状

不妊治療の目安

治療	月経周期ごとの通院日数目安	
	女性	男性
一般不妊治療	診療時間1回1～2時間程度の通院:2日～6日	0～半日 ※手術を伴う場合には1日必要
生殖補助医療	診療時間1回1～3時間程度の通院:4日～10日 + 診療時間1回当たり半日～1日程度の通院:1日～2日	0～半日 ※手術を伴う場合には1日必要

出典:厚生労働省 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル



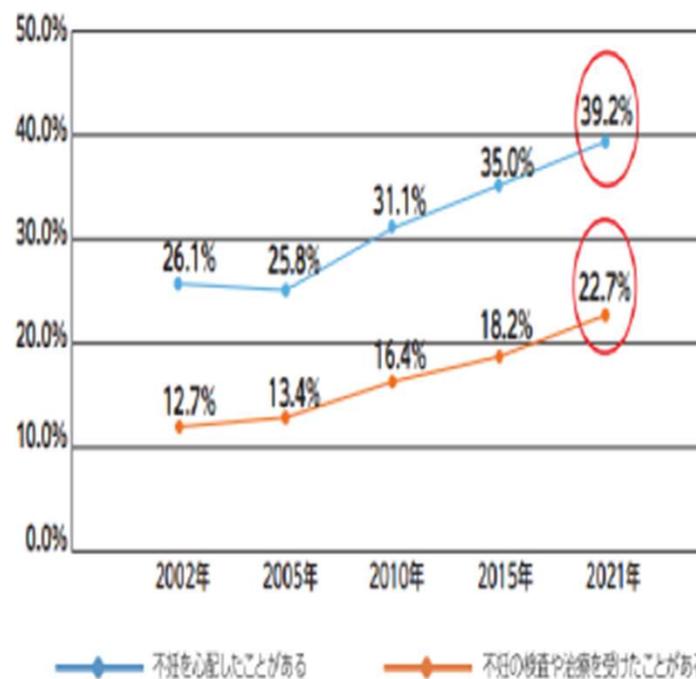
I. 仕事と不妊治療の両立の現状

不妊治療に係る実態

○ 出生児の11.6人に1人は生殖補助医療により誕生。
不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組となっている。



出典: 生殖補助医療による出生児数: 公益社団法人日本産科婦人科学会「ARTデータブック(2021年)」、全出生児数: 厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計(確定数)」



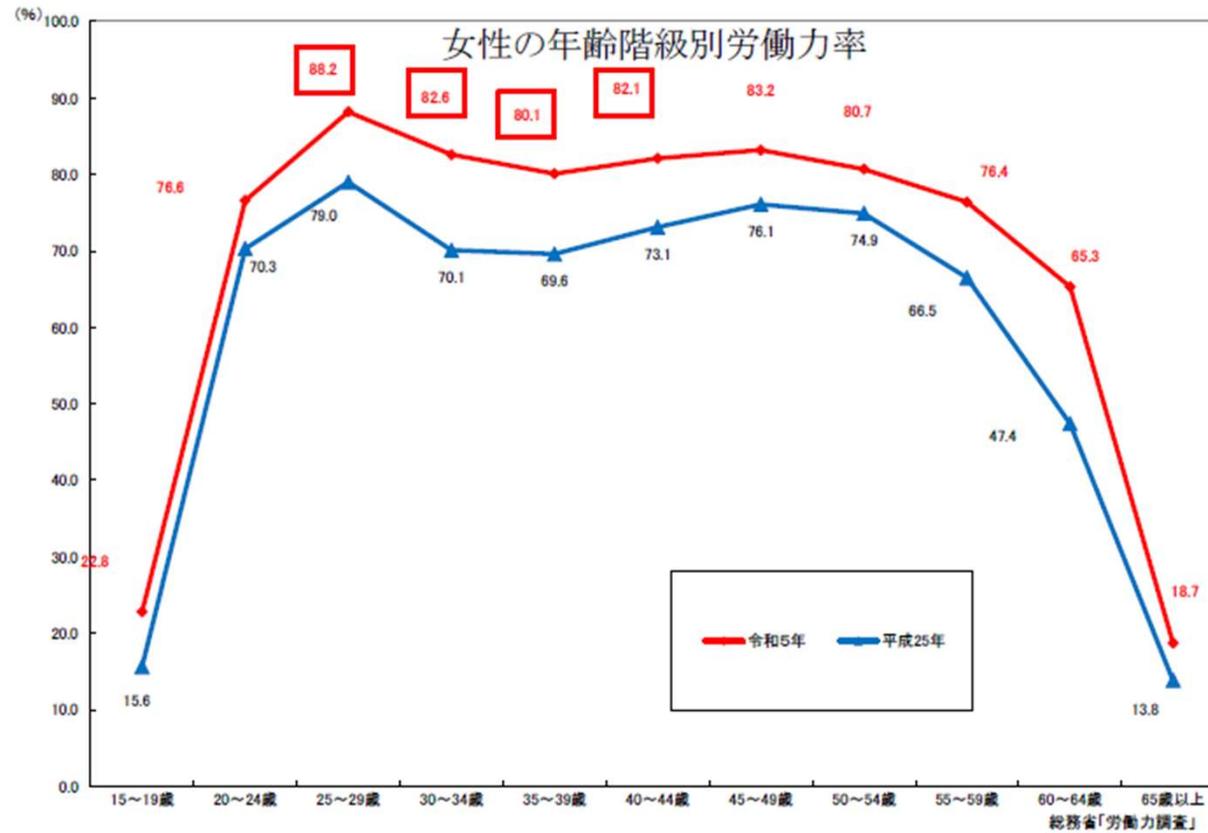
出典: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」



I. 仕事と不妊治療の両立の現状

働く女性の現況

○ 女性の年齢階級別労働力率は、25歳から54歳で8割を超えている。

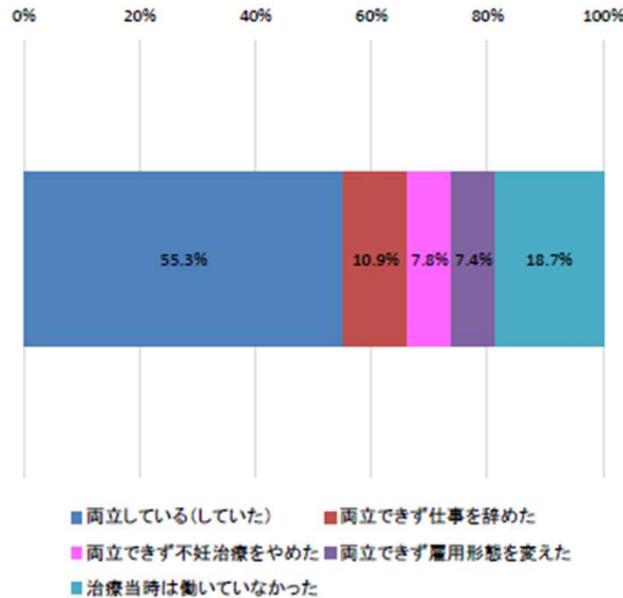


I. 仕事と不妊治療の両立の現状

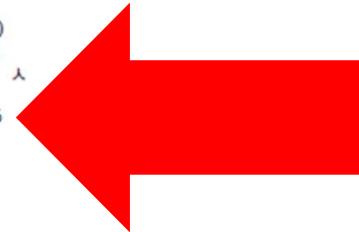
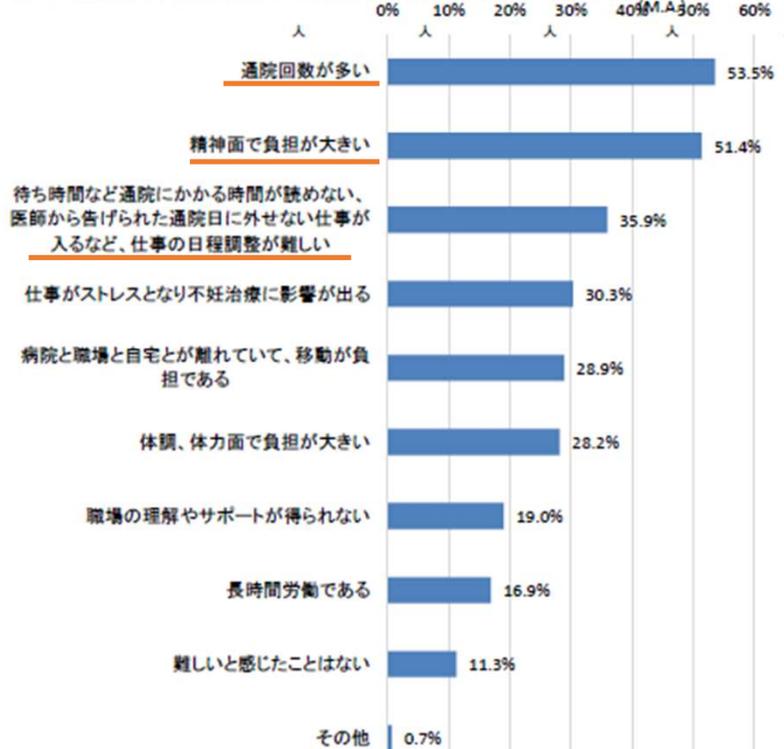
仕事と不妊治療の両立に係る実態 (1)

- 不妊治療経験者のうち11%の方が仕事と両立できずに離職するなど、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題。
- 両立が難しいと感じる理由は、通院回数の多さ、精神面での負担、通院と仕事の日程調整の難しさ。

仕事と不妊治療の両立状況(治療中・治療経験者)
(n=257)



仕事と治療の両立が難しいと感じる内容(両立中・両立経験者)(n=142)



出典：令和5年度「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」(厚生労働省)

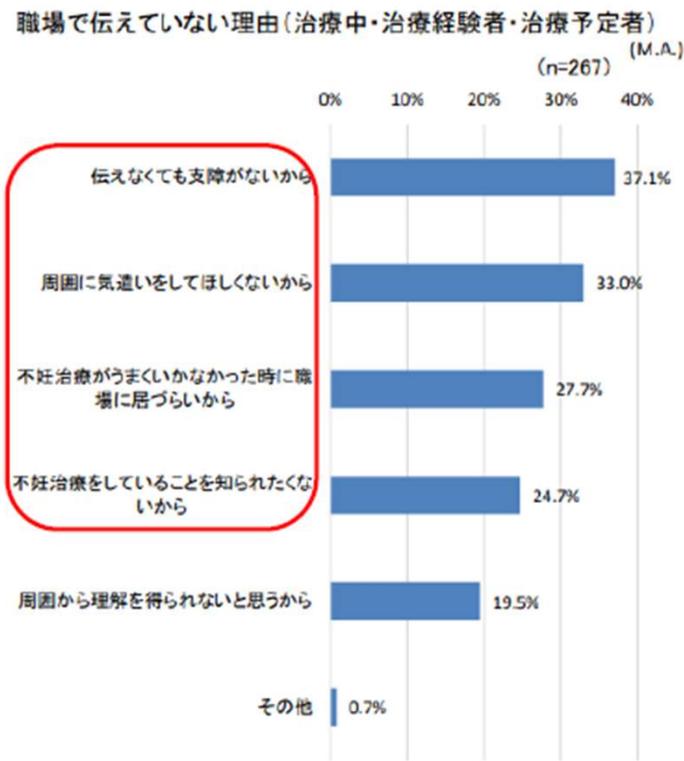
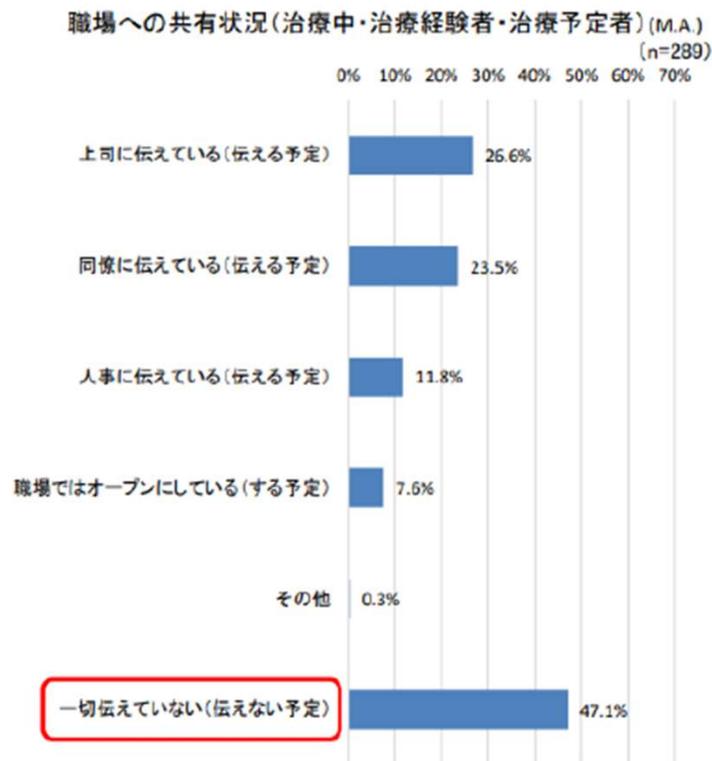
6



I. 仕事と不妊治療の両立の現状

仕事と不妊治療の両立に係る実態（2）

- 不妊治療中の労働者の多くはそのことを職場に伝えていない。
- 職場でオープンにしていない理由は「伝えなくても支障がないから」「周囲に気遣いをしてほしくないから」が多い。



出典：令和5年度「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」（厚生労働省） 7

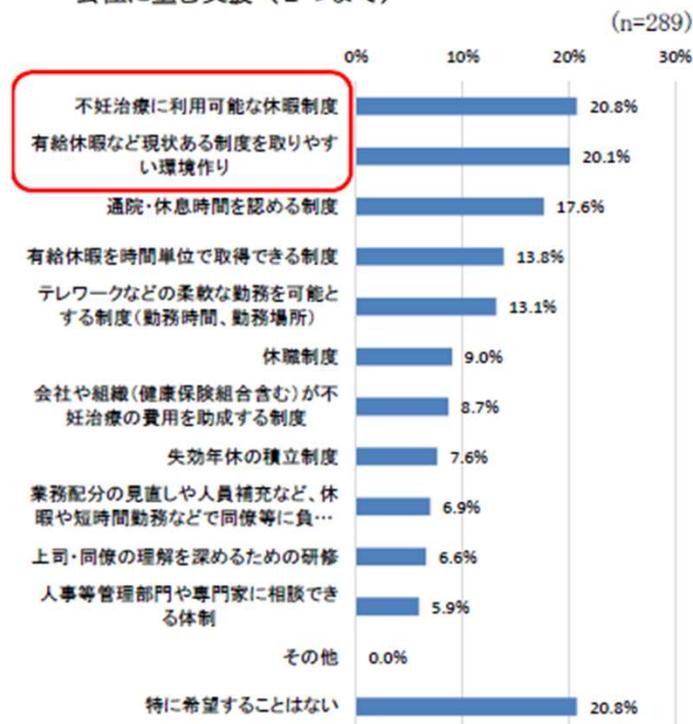


I. 仕事と不妊治療の両立の現状

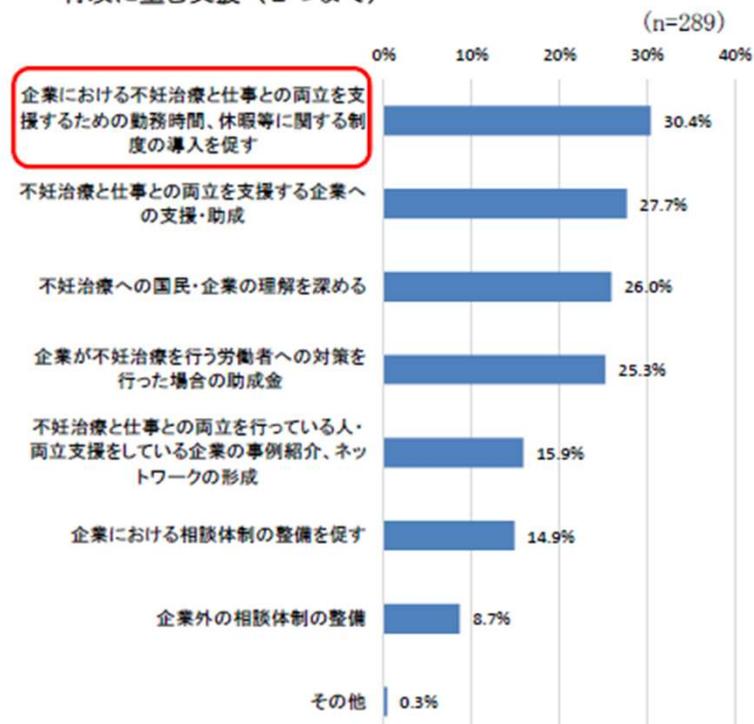
仕事と不妊治療の両立に係る実態 (3)

- 不妊治療と仕事を両立する上での会社等への希望としては、「不妊治療に利用可能な休暇制度」、「有給休暇など現状ある制度を取りやすい環境作り」が多くなっている。
- 不妊治療と仕事の両立を図るために行政に望む支援は、「企業における不妊治療と仕事との両立を支援するための勤務時間、休暇等に関する制度の導入を促す」が最も多い。

会社に望む支援 (2つまで)



行政に望む支援 (2つまで)



出典：令和5年度「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」(厚生労働省)

8



I. 仕事と不妊治療の両立の現状

次世代育成支援推進法における不妊治療の位置づけ

一般事業主行動計画について

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主には、雇用する労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境を整備するため、一般事業主行動計画を策定する義務等が課されている。
(※常用労働者101人以上の事業主については義務、100人以下の事業主については努力義務)
- また、主務大臣は「行動計画策定指針」を策定し、事業主は、これに即して行動計画を策定することとされている。

内容

- 「行動計画策定指針」を改正し、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を追加。(令和3年2月告示、4月適用)

【行動計画策定指針(抄)】※一般事業主行動計画部分のみ抜粋

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項

計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各企業の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

1 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ア 妊娠中及び出産後における配慮
- イ 男性の子育て目的の休暇の取得促進
- ウ より利用しやすい育児休業制度の実施
- エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- オ 子育てをしつつ活躍する女性労働者を増やすための環境の整備
- カ 短時間勤務制度等の実施
- キ 事業所内保育施設の設置及び運営
- ク 子育てサービスの費用の奨助の措置の実施
- ケ 子どもの看護のための休暇の措置の実施
- コ 職務や勤務地等の限定制度の実施
- サ その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施
- シ 諸制度の周知
- ス 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施

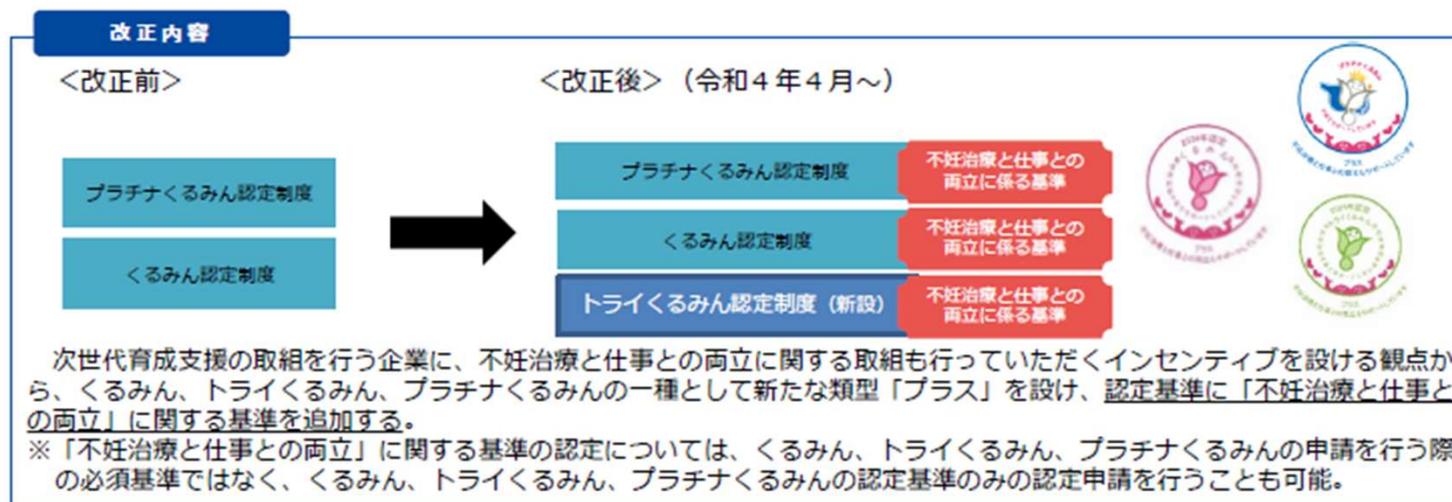
「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」との項目を追加

- 以下のような措置を講ずること。
 - ・ 不妊治療のために利用することができる休暇制度(多目的休暇を含む)
 - ・ 半日単位・時間単位の年次有給休暇制度
 - ・ 所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等
- この場合、下記を取組を併せて行うことが望ましいこと。
 - ・ 両立の推進に関する取組体制の整備
 - ・ 社内の労働者に対するニーズ調査
 - ・ 企業の方針や休暇制度等の社内周知、社内の理解促進、相談対応
- 不妊治療に係る個人情報の取扱いに十分留意すること。

10



次世代育成支援対策法に基づく「くるみん認定」に 「仕事と不妊治療の両立」（プラス）を追加



認定基準

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準は、以下の基準とする。

※ くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんで基準は共通のもの。

<不妊治療と仕事との両立に関する認定基準>

- 次の①及び②の制度を設けていること。
 - ① 不妊治療のための休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）
 - ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- 不妊治療と仕事との両立に関する企業トップの方針を示し、講じている制度の内容とともに社内に周知していること。
- 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
- 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談等に応じる両立支援担当者を選任し、社内に周知していること。

認定状況 (令和6年6月末日現在)

くるみんプラス：35社 プラチナくるみんプラス：53社 トライくるみんプラス：0社



I. 仕事と不妊治療の両立の現状

助成金による中小企業支援

- 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限、③時差出勤、④短時間勤務、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

（1）環境整備、休暇の取得等

不妊治療と仕事との両立しやすい環境整備を図り、最初の休暇制度又は両立支援制度の利用者が合計5日（回）以上利用した場合 1事業主当たり、30万円

（2）長期休暇の加算

休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合
1事業主当たり30万円加算

申請：都道府県労働局雇用環境・均等部



両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)は電子申請できます。ご利用下さい。

両立支援等助成金 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)



I. 仕事と不妊治療の両立の現状

助成金による中小企業支援

- 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休取得促進コース) (参考)

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し助成（特に配慮を必要とする労働者に対する特別休暇として、不妊治療のための休暇等の規定を整備することを含む） 助成上限額は最大730万円

※令和6年度の交付申請の受付は終了しました



主催

彩の国  埼玉県

